
小川町生活排水処理基本計画 (案)

令和8年 月

埼 玉 県 小 川 町

目 次

第1章 総論	1
1.1 生活排水処理基本構想の目的	1
1.2 計画見直しの必要性	1
1.3 見直しの方向性	1
1.4 主な用語の定義	1
第2章 基本事項	8
2.1 埼玉県と町の役割分担	8
2.2 検討項目	8
2.3 目標年度及び中間目標年度	9
2.4 見直し対象区域	9
2.4.1 基本的考え方	9
2.4.2 本構想における見直し対象区域	10
第3章 基礎調査	11
3.1 本町の概要	11
3.1.1 地理的、地形的特性	11
3.1.2 土地の用途	12
3.1.3 気象的特性	12
3.1.4 産業の概要	13
3.1.5 開発計画	14
3.2 現構想の把握	16
3.2.1 現構想の整理	16
3.3 各種生活排水処理施設関連計画の把握	18
3.3.1 市野川流域関連小川公共下水道	18
3.3.2 農業集落排水事業	20
3.3.3 合併処理場	24
3.4 各種生活排水処理施設整備の現状と見通しの把握	25
3.4.1 既整備区域・事業実施区域について	25
3.4.2 現況処理人口、計画処理水量について	27
3.4.3 合併処理浄化槽の設置基数について	27
3.5 人口、家屋数、土地利用、水環境の現状と見通し	29
3.5.1 人口、家屋数	29
3.5.2 土地利用	31
3.5.3 水環境	34
3.6 将来人口、家屋数、計画汚水量原単位の設定	37
3.6.1 将来人口（行政区域全域及び地区別）	37
3.6.2 将来家屋数（行政区域内全域および地区別）	51

3.6.3 人口・家屋数および1世帯当たりの構成人員のまとめ	62
3.6.4 計画汚水量原単位	68
3.7 流域界の把握	70
第4章 検討単位区域の設定	71
4.1 事業実施区域と検討対象区域の設定	71
4.1.1 公共下水道事業計画区域の事業実施区域	71
4.1.2 農業集落排水事業の事業実施区域	73
4.1.3 本構想における事業実施区域と検討対象区域	74
第5章 生活排水処理基本計画等の策定	75
5.1 概算事業費の算定	75
5.2 整備計画（アクションプラン）の策定	89
5.3 総合的判断に基づく事業手法の設定	92
第6章 住民関与と進捗状況等の見える化	93
6.1 住民の意向の把握	93
6.2 進捗状況等の見える化	93
第7章 まとめ	94
7.1 生活排水処理基本計画	94

第1章 総論

1.1 生活排水処理基本構想の目的

生活排水処理施設整備構想は市街地だけではなく小川町全域において、下水道や浄化槽などの汚水処理施設の早期整備と長期的かつ効率的な運営管理について、地域の要望を踏まえ、適切な役割分担の下、計画的に実施していくことを目的として策定する計画である。

1.2 計画見直しの背景

小川町では、平成28年4月に生活排水処理施設整備構想の見直しを行い、「小川町生活排水処理基本計画」（以下、「前々回計画」という）が策定された。その後、埼玉県と調整し、平成28年10月に埼玉県が県内全域をとりまとめ、「改訂版埼玉県生活排水処理施設整備構想」（以下、「県構想」という。）を策定している。県構想では改定から5年を経過した時点で、見直しの検討を行うこととされていた。

また、平成26年1月に公表された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省・農林水産省・環境省）」（以下、「国マニュアル」という。）では、新たに時間軸の観点が盛り込まれ、10年程度での汚水処理施設の概成、既存整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法の検討など、新たな項目が求められた。

これを踏まえ、埼玉県でも令和元年5月に「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴う市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル」（以下、「県マニュアル」という。）が公表され、効率性及び時間軸の観点から生活排水処理施設の整備手法を積極的に見直すことを目的に、県構想の見直しが行われることとなった。これらのことから、県構想の見直しに伴い、小川町においても「小川町生活排水処理基本計画」（以下、「前回計画」という）の見直しを行った。

1.3 見直しの方向性

これまでの県構想、町構想では、令和7年度に生活排水処理率100%を目標としており、国マニュアルが求める「10年概成」は満たしている。

今回の見直しは、前回計画の策定から5年経過し、人口減少や少子高齢化の進行、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること、市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然として厳しい状況にあることなどを踏まえ、生活排水処理率の現状、河川の環境基準達成状況などに鑑み、実効的で戦略的な見直しを行うものとする。

1.4 主な用語の定義

本計画で用いる主な用語の定義は、表1.4.1のとおりとする。また、表1.4.2に事業手法の一覧を示す。

表 1.4.1 主な用語の定義

用語	定義
①「生活排水処理施設」	生活に起因する排水を処理するための施設のことで、主に下水道施設、集落排水施設、合併処理浄化槽を対象として取り扱う。(表 1.4.2 参照)
②「整備手法」	生活排水処理施設の整備区分のことで、R7 県マニュアルでは下水道、集落排水、合併処理浄化槽をいう。
③「事業手法」	生活排水処理施設を整備するための事業のことで、浄化槽整備の場合は浄化槽市町村整備推進事業、浄化槽設置整備事業等がある。(表 1.4.2 参照)
④「集合処理」	家庭等からの生活排水を、公道等に管渠を埋設して集水し、流末に処理施設を設けて処理することで、下水道、集落排水等が該当する。
⑤「個別処理」	家庭等からの生活排水を、各戸に合併処理浄化槽を設けて処理すること。
⑥「事業実施区域」	基準年度(令和 6 年度)において下水道事業認可を受けている区域(事業着手が目標年度以降となる区域を除く)、農業集落排水の整備済み及び実施中の区域、浄化槽市町村整備推進事業を実施している区域のことで、R7 県マニュアルに基づく整備手法の見直しが不要な区域のこと。
⑦「検討対象区域(見直し対象区域)」	R7 県マニュアルに基づき整備手法の見直しを行う区域のことで、令和 6 年度町時点において、下水道全体計画区域のうち下水道事業計画に位置付けられていない区域をいう。
⑧「検討単位区域」	費用比較により整備手法等を検討するために設ける区域で、隣接する家屋までの距離が一定距離以下の範囲にある家屋等のひとまとまりの区域のこと。
⑨「市町村整備型合併処理浄化槽」	市町村が各戸に設置し、維持管理も行う合併処理浄化槽のことで、公共浄化槽整備支援事業、浄化槽市町村整備推進事業及び個別排水処理施設整備事業により整備したものが該当する。
⑩「個人設置型合併処理浄化槽」	個人が設置・維持管理する合併処理浄化槽のこと。
⑪「生活排水処理基本計画」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項に基づき市町村が定めなければならない一般廃棄物処理基本計画を構成する計画の一つ。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第一項の規定により、市町村は、その区域(市町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。)内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないものとされている。
⑫「R7 県マニュアル」	埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル及び費用比較用マニュアル(令和 7 年 3 月)をいう。費用比較用マニュアルでは、別処理(浄化槽)と集合処理(下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント)に関する処理についての費用を比較しており、「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴う市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル 令和元年 5 月 埼玉県」に準拠している。

用語	定義
⑬「汚水処理人口普及率状況調査」	環境省、国土交通省、農林水産省が、毎年合同で各々が所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラント等の汚水処理施設の処理人口等について行う調査
⑭「下水道」	下水道は、下水道法第二条第二項の規定により、下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
⑮「下水道全体計画区域」	生活排水の処理を下水道によって行うこととした地域をいう。下水道事業計画区域、下水道供用開始公示済区域を含む。汚水処理人口普及状況調査における下水道全体計画区域に同じ。
⑯「下水道整備区域」	下水道全体計画区域をいう。汚水処理人口普及状況調査における下水道整備区域に同じ
⑰「下水道事業計画区域」	下水道法第四条の規定により定めた事業計画により下水道を整備する地域をいう。ただし、R7 県マニュアルでは雨水公共下水道による整備を行う地域を除く。また、下水道供用開始公示済区域を除く。汚水処理人口普及状況調査における下水道事業計画区域に同じ。
⑱「下水道供用開始公示済区域」	下水道法第九条第二項の規定により、終末処理場による下水の処理を開始した地域をいう。汚水処理人口普及状況調査における下水道供用開始公示済区域に同じ。
⑲「農業集落排水」	農業集落において汚水処理施設を整備する事業により整備された排水施設であり、計画人口が概ね 1,000 人程度以下の集落を対象としている。浄化槽法上の浄化槽にあたる。
⑳「農業集落排水整備区域」	生活排水の処理を農業集落排水施設により行うこととした地域をいう。
㉑「コミュニティ・プラント」	地方公共団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置される汚水処理施設であり、環境省所管の地域し尿処理整備事業により設置されるものをいう。設置及び管理は市町村が行う。廃棄物の処理及び清掃に関する法律のし尿処理施設にあたる。
㉒「コミュニティ・プラント処理区域」	生活排水の処理をコミュニティ・プラントにより行うこととした地域をいう。汚水処理人口普及率状況調査におけるコミュニティ・プラント処理区域に同じ。
㉓「浄化槽」	R7 県マニュアルにおいては合併処理浄化槽のことをいい、みなし浄化槽（いわゆる単独処理浄化槽）は含まない。
㉔「浄化槽処理区域」	生活排水の処理を集合処理「下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等」により行わないこととした地域をいう。汚水処理人口普及状況調査における下水道全体計画区域、農業集落排水整備区域、コミュニティ・プラント処理区域を除いた区域に同じ。汚水処理人口普及状況調査における「浄化槽整備区域、その他区域」に同じ。
㉕「浄化槽整備区域」	個別処理である浄化槽について、新たに市町村が積極的に浄化槽の整備を促進する区域として、平成 22 年度生活排水処理施設整備構想から設定された区域。浄化槽処理区域に含まれる。

用語	定義
⑯「生活排水処理人口」	生活排水を下水道、農業集落排水、浄化槽、コミュニティ・プラントにより処理を行っている人口。汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口と同じ。
⑰「生活排水処理人口普及率」	生活排水処理人口を住民基本台帳人口で割ったもの。汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口普及率と同じ。
⑱「少人数高齢世帯」	65歳以上2名以下の世帯。環境省の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業対象の少人数高齢世帯と同じ。
⑲「整備完了」	R7県マニュアルにおいては、生活排水処理施設がすべて完了することをいう。生活排水処理人口普及率100%の状態を指す。

表 1.4.2 生活排水処理事業一覧（1）

区分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落 排水事業	漁業集落 排水事業
目的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し合わせて公共用水域の保全に資する。	自然環境の保全又は農山漁村における水質の保全に資する。	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	漁港の機能の増進とその後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図る。
設置主体 維持管理主体	● 地方公共団体	● 地方公共団体	● 地方公共団体 ● 土地改良区 等	● 地方公共団体
根拠法又は 予算上の措置	● 下水道法	● 下水道法	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業集落排水事業(集排単独) ● 農業集落排水資源循環統合補助事業 ● 農村振興総合整備事業 ● むらづくり総合整備事業 ● 美しい村づくり総合整備事業 ● 村づくり交付金の事業 ● 汚水処理施設整備交付金の事業 ● 農村漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁業集落環境整備事業 ● 漁村づくり総合整備事業 ● 漁村再生交付金の事業 ● 村づくり交付金の事業 ● 汚水処理施設整備交付金の事業 ● 農村漁村地域整備交付金のうち漁業集落排水事業
制度の 創設時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和 33 年（下水道法制定） ● 昭和 50 年（特定環境保全公共下水道） ● 昭和 61 年（簡易な公共下水道） 		<ul style="list-style-type: none"> ● 集排単独（昭和 58 年） ● 農業集落排水資源循環統合補助事業（平成 14 年）、農村振興総合整備事業（平成 13 年） ● むらづくり総合整備事業（平成 16 年） ● 美しい村づくり総合整備事業（平成 16 年） ● 村づくり交付金の事業（平成 16 年） ● 汚水処理施設整備交付金の事業（平成 17 年） ● 農村漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業（平成 24 年） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁業集落排水施設（漁業集落環境整備事業）（昭和 53 年） ● 漁業集落排水施設（漁村づくり総合整備事業）（平成 6 年） ● 漁村再生交付金の事業（平成 17 年） ● 村づくり交付金の事業（平成 17 年） ● 汚水処理施設整備交付金の事業（平成 17 年） ● 農村漁村地域整備交付金のうち漁業集落排水事業（平成 24 年）
対象地域	主として市街地	市街化区域外の自然公園区域、農山漁村、水質保全上特に緊急を要する区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む）内の農業集落	漁港漁場整備法により指定された漁港の背後集落
対象人口	制限なし	1,000～10,000 人 ただし、水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする地区においては、1,000 人未満も実施できる。	原則として概ね1,000 人程度 なお、1,000 人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	100～5,000 人 なお、1,000 人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。

表 1.4.2 生活排水処理事業一覧（2）

区分	林業集落 排水事業	簡易排水施設 整備事業	小規模集合排水 処理施設整備事業	コミュニティ ・プラント
目的	山村地域の生活環境基盤の整備を促進する。	農村漁村における定住者や滞在者の増加などを通じた農村漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な生活環境施設、地域間交流拠点施設などの施設整備を中心とした総合的な取り組みを図る。	市町村が汚水等を集合的に処理する施設で合って、小規模なものの整備促進を図る。	地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿を雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
設置主体 維持管理主体	● 地方公共団体 ● 森林組 等	● 地方公共団体 ● 農業協同組合 等	● 地方公共団体	● 地方公共団体
根拠法又は 予算上の措 置	● 森林居住環境整備事業 ● 美しい村づくり総合整備事業 ● 村づくり交付金の事業 ● 里山エリア再生交付金の事業	● 農村漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業	● 小規模集合排水処理施設整備事業	● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
制度の 創設時期	● 林業集落排水施設（平成5年） ● 森林居住環境整備事業（平成14年） ● 美しい村づくり総合整備事業（平成16年） ● 村づくり交付金の事業（平成16年） ● 里山エリア再生交付金の事業（平成18年）	● 農村漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業（平成19年）	● 小規模集合排水処理施設整備事業（平成6年）	● 廃棄物処理施設設置整備補助（昭和41年）
対象地域	森林法により指定された森林整備市町村若しくは、林業振興地域育成対策事業実施要綱により指定された林業振興地域又は、市町村森林整備計画策定等事業実施要領による森林整備推進市町村の区域	農村漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する、市町村計画に定める整備地区の区域、又は、五法指定地域等（（1）山村振興法にて指定された地域、（2）過疎地域自立促進特別措置法にて規定された地域、（3）離島振興法にて指定された地域、（4）半島振興法にて指定された地域、（5）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律にて規定された地域	特に制限なし	特に制限なし
対象人口	原則として概ね1,000人以下 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	受益戸数が原則として3戸以上20戸未満 なお、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体化的に集合処理するものとする。	原則として住宅戸数2戸以上20戸未満	101人～30,000人

表 1.4.2 生活排水処理事業一覧（3）

区分	浄化槽市町村整備 推進事業	個別排水処理 施設整備事業	浄化槽 (個人設置)
目的	水道水源の保全のために、生活排水対策の緊急性が高い地域において、市町村が設置主体となって個別浄化槽の面的整備を行う。	下水道や農業集落排水施設等を集合的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図る。	下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。
設置主体 維持管理主体	● 地方公共団体	● 地方公共団体	● 個人
根拠法又は 予算上の措 置	● 浄化槽法 ● 浄化槽市町村整備推進事業 ● 循環型社会形成推進交付金の事業 ● 污水処理施設整備交付金の事業	● 個別排水処理施設整備事業	● 浄化槽法 ● 浄化槽設置整備事業 ● 循環型社会形成推進交付金の事業 ● 污水処理施設整備交付金の事業
制度の 創設時期	● 特定地域生活排水処理施設（平成 6 年） ● 循環型社会形成推進交付金の事業（平成 17 年） ● 污水処理施設整備交付金の事業（平成 17 年）	● 個別排水処理施設（平成 6 年）	● 浄化槽（昭和 62 年） ● 変則浄化槽（昭和 63 年）
対象地域	浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域	① 下水道、農業集落排水施設等の集合排水処理施設にかかる処理区域の周辺地域（単年度当り 20 戸未満の住宅を整備） ② ①以外の事業であって、特定地域生活排水処理事業の対象となる地域（単年度あたり 20 戸未満の住宅を整備）	ア 下水道法予定処理区域以外の地域であって、脚注※の（ア）から（キ）のいずれかに該当する地域であること。 イ 下水道の整備が当分の間（原則として七年以上）見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、脚注※の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。 ウ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第 5 条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域
対象人口	住宅戸数 20 戸以上（離島地域等にあたっては、10 戸以上）	原則として住宅戸数 20 戸未満	特に制限なし

※浄化槽設置整備事業の対象地域

- （ア）湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項に規定する指定地域
- （イ）水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の 7 第 1 項規定する生活排水対策重点地域
- （ウ）水道水源の流域
- （エ）水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
- （オ）水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
- （カ）自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 項に規定する自然公園優れた自然環境を有する地域
- （キ）その他人口増加が著しい等、上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

出典：「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（H26. 1）